

NCBナイスコール取扱規定

1. 適用範囲

普通預金、貯蓄貯金について当行が発行した西日本シティキャッシュカード（オールインワンカードを含みます。以下「カード」といいます。）の保有者を対象に、電話で残高照会・住所変更手続等のサービスを提供することについては、この規定により取扱います。

(1) ご利用できるサービス等

電話機により当行が指定した電話番号に電話をかけて行う「残高照会、入出金明細照会、ポイントサービス照会、住所変更、預金口座振替の申込」（以下「本サービス」といいます。）に利用できます。

(2) 利用範囲

日本国内の居住者で当行に普通預金または貯蓄預金口座を保有する個人の方に限ります。

(3) 取扱時間等

本サービスの取扱日、取扱時間等は別途定めるものとします。

2. 本人確認

本サービスの利用に際しての本人確認のための手続きは、次によるほか当行が定める方法により行うものとします。

(1) 本人確認手続き

当行が行う本人確認手続きは、契約者から電話機で通知されたカードの暗証番号の一致をコンピュータシステムにより確認します。

当行が一致を確認できた場合に、契約者の有効な意思による取引依頼および当行が受信した内容が真正なものとして本サービスの提供に応じるものとします。

(2) 暗証番号の管理

暗証番号は厳重に管理し、他の人に知られないよう十分注意してください。なお、当行は暗証番号の照会に対して回答は行いません。また、当行行員が暗証番号をお尋ねしたりすることはありません。

(3) 暗証番号の無効

ご利用に際し、暗証番号を当行指定の回数以上誤って使用されたときは、本サービスの取扱を中止します。契約者が取引の再開を希望する場合は、当行窓口において当行所定の書面により手続きを行ってください。また、暗証番号を失念した場合、および変更する場合は、当行窓口において当行所定の書面により手続きを行ってください。

3. サービスの利用停止・再開

(1) カードの暗証番号による、本サービスの利用をご希望されない場合、または停止した利用を再度ご希望される場合には、当行所定の申込書により手続きを行ってください。

(2) 利用停止の手続きを行ったときは、当行は当該預金口座に対して利用停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. 預金規定等の準用

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、カードローン契約書（当座貸越契約書）等関係する規定により取扱うものとします。

5. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)